本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び技術資料を提出したときに限り、四国地方整備局総務部契約課（〒760―8554 香川県高松市サンポート３―33　電話087―851―8061）においても当該一般競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。

⑭　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Yoshihiro Ishibashi Director General of Shikoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Selective water intake facilities of Nagayasuguchi Dam

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 13 June 2016

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 2 : 00 P.M. 3 August 2016 (tenders bring with 2 : 00 P.M. 3 August 2016 or tenders submitted by mail 2 : 00 P.M. 3 August 2016)

⑹　Contact point for tender documentation : Kenji Ushino, Contract Division, Shikoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 3―33 Sunport Takamatsu-City, Kagawa-Prefecture 760―8554, TEL 087―851―8061 ex, 2526

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

平成28―31年度長安口ダム選択取水設備工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成 28 年 5 月 12 日

四国地方整備局長　石橋　良啓

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　37

1　工事名　平成28―31年度長安口ダム選択取水設備工事

2　工事場所　徳島県那賀郡那賀町長安地先

3　工事内容

選択取水設備

・低層取水ゲート設備（鋼製ローラゲート純径間4,500㎜×有効高（斜長）17,045㎜　保安ゲート付、取水スクリーン、遮水蓋）２門

・表中層取水ゲート設備（多段式鋼製ローラゲート（純径間4,700㎜×有効高（斜長）18,400㎜（上段扉、下段扉２門構造）、鋼製取水路、取水スクリーン、遮水蓋）２門

・付属設備　１式

工期　平成32年３月31日まで

4　申請の時期

平成28年５月13日から平成28年６月13日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。なお、平成28年６月14日以降当該工事に係る開札の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

5　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、平成28年５月13日から　〒760―8554　香川県高松市サンポート３―33　四国地方整備局総務部契約課調査係　電話087―851―8061㈹において特定建設工事共同企業体としての資格を得ようとする者に交付する。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる資料を添付し、持参により提出すること。提出場所は⑴に示す申請書の交付場所に同じ。

１）特定建設工事共同企業体協定書（甲）（６⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。

２）６⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成28年５月12日付け支出負担行為担当官四国地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の様式―１と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）。

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

6　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査

「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年３月31日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成28年３月31日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑤までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び、次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、平成28年３月31日付け公示６（建設工事）の⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす２社の組み合わせとする。

１）四国地方整備局における平成27・28年度一般競争参加資格のうち、「機械設備工事」の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

２）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記１）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

３）当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、四国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

４）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体のすべての構成員は、次の要件を満たすものとする。

１）平成13年度以降に元請けとして、維持放流の水質確保を目的とした以下に示す㋐又は㋑の要件、あるいは、洪水処理を目的とした以下に示す㋒の要件を満足するダム用ゲート設備を自ら製作し、据付した工事（以下、「同種工事」という。）の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

「自ら製作し、据付した」とは、ゲート設備全体のシステム設計を行い、主要機器である扉体・戸当りを製作し、設備全体を施工した場合とする。

㋐　最大取水量30.0㎥／ｓ以上の直線多段式又は直線多重式選択取水ゲート

㋑　最大取水量42.0㎥／ｓ以上の円形多段式、半円形多段式又は連続サイホン式選択取水ゲート

㋒　１門当たりの通水断面積85.0㎡以上のローラゲート又はラジアルゲート（ただし、クレスト、オリフィス及びコンジットゲート設備を対象とする。）

また、上記㋐、㋑又は㋒において製作と、その据付が別件工事の場合は、合わせて１件の工事とみなす。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

２）建設業法（昭和24年法律第100号）の鋼構造物工事につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱う。

３）建設業法の鋼構造物工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。